大磯町美しいまちづくり条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大磯町美しいまちづくり条例(平成23年大磯町条例第13号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(路上喫煙禁止区域の指定の告示及び掲示)

- 第2条 条例第8条第3項の規定による指定の告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
 - (1) 指定の区域の名称
 - (2) 指定の区域
 - (3) 指定の区域内において喫煙をすることができる場所
 - (4) 指定する年月日
 - (5) 禁止行為をした場合の措置
- 2 条例第8条第3項の規定による掲示は、前項各号に準ずる事項を表示した掲示板及び 路上喫煙禁止区域であることを示す路面標示又は標識板を設置することにより行うも のとする。

(路上喫煙禁止区域の指定の解除の告示)

- 第3条 条例第8条第5項の規定による指定の解除の告示は、次に掲げる事項について行 うものとする。
 - (1) 解除する指定の区域の名称
 - (2) 解除する指定の区域
 - (3) 解除する年月日

(海水浴場での喫煙禁止の適用)

- 第4条 条例第9条の規定が適用される範囲は、海水浴場開設期間中の開場時間内とする。
- 2 前項の規定に関わらず、海水浴場の管理運営又は海水浴場の利用者の利便に供する建築物又は工作物においては、条例第9条の規定は適用しない。

(海水浴場内における喫煙場所の設置の協議)

- 第5条 条例第9条の喫煙場所を設置しようとする者は、あらかじめ、当該喫煙場所の設置場所、箇所数その他の事項について、次に掲げる者と協議し、海水浴場の設置者の同意を得なければならない。
 - (1) 大磯町長
 - (2) 海水浴場の設置者
 - (3) 海水浴場の利用者に対して更衣、休憩、衣類の保管、飲食、物品の販売その他の役務を提供する者の組織する団体

(海水浴場内における喫煙場所の設置及び管理)

- 第6条 条例第9条の喫煙場所の設置及び管理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) たばこの吸い殻が散乱しない構造を有する灰皿が備えられていること。

- (2) 利用者が明確に識別できるように区画されていること(灰皿の周囲2メートルの範囲内で喫煙場所を設ける場合を除く。)。
- (3) 面積がおおむね25平方メートル以下であること。
- (4) 容易に視認できるための措置が講じられていること。
- (5) 他の利用者の安全の確保に配慮された場所であること。
- (6) 喫煙場所は、たばこの吸い殻が散乱することのないようにするとともに、その周辺を清潔に保つこと。

(海水浴場内での喫煙禁止の周知等)

- 第7条 海水浴場の設置者は、条例第9条の喫煙場所について、次に掲げる措置を講ずる ものとする。
 - (1) 喫煙場所の位置及び喫煙場所以外での喫煙は禁止であることを表示した掲示板を見やすい場所に設置すること。
 - (2) 喫煙場所以外の場所での喫煙の禁止について、更衣休憩所への表示、放送等により継続的に周知すること。

(回収容器の設置を要しない自動販売機)

- 第8条 条例第15条に規定する規則で定める自動販売機は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事務所、工場等の敷地内に設置される自動販売機で、当該事務所、工場等の関係者 以外の者が利用できないもの
 - (2) 店舗、病院等の建物の中に設置される自動販売機で、当該建物に立ち入らなければ利用することができないもの
 - (3) その他町長が空き缶等の散乱のおそれがないと認める場所に設置される自動販売機

(回収容器の設置及び管理)

- 第9条 条例第15条に規定する規則で定める回収容器の設置及び管理は、次に掲げるとおりとする。
 - (1) 回収容器の材質は、金属、プラスチックその他容易に破損しないものであること。
 - (2) 回収容器の容積は、自動販売機1台につき30リットル以上であること。
 - (3) 回収容器は、安定性があり、容易に転倒しないものであること。
 - (4) 回収容器は、自動販売機の設置場所から5メートル以内で空き缶等の投入に支障のない位置に設置すること。
 - (5) 回収容器は、空き缶等があふれて散乱することのないようにするとともに、その周囲を清潔に保つこと。

(指導及び勧告)

第10条 条例第18条の規定による指導は口頭により、勧告は勧告書(第1号様式)により行うものとする。

(命令)

第11条 条例第19条の規定による命令は、命令書(第2号様式)により行うものとする。

(その他)

第12条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

第1	号様式	(第10	条関係)
π	ケイボエし	(27) 10	

(表)

第 号年 月 日

勧告書

住所

氏名 様

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

大磯町長

大磯町美しいまちづくり条例第18条の規定により、次のとおり勧告します。

- 1 勧告の内容
- 2 勧告の理由
- 3 措置を講じなければ ならない期限

年 月 日まで

(注意)

(裏)

大磯町美しいまちづくり条例 (抜粋)

第2	号様式	(第11	条関係)
77 4	ケイがエレ	(27) 11	

(表)

第 号年 月 日

命令書

住所

氏名 様

(法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者氏名)

大磯町長

大磯町美しいまちづくり条例第19条の規定により、次のとおり命令します。

- 1 命令の内容
- 2 命令の理由
- 3 命令に従わなければ ならない期限

年 月 日まで

(注意)

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定に基づく教示事項)

(裏)

大磯町美しいまちづくり条例(抜粋)